

豊川市首都圏人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県外からの移住や定住の促進を図り、もって中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から転入する者に対し、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき市の予算の範囲内で交付する豊川市首都圏人材確保支援事業費補助金について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要領で使用する用語の例による。

第1章 移住支援事業

(交付対象者)

第3条 この要綱に基づき交付する移住支援事業費補助金（以下「移住支援金」という。）の交付の対象となる者は、第1号の要件を満たし豊川市に転入する者であって、第2号から第5号までのいずれか1つの要件を満たす者とする。なお、世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、さらに第6号の要件を満たすこととする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少が1

0%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元として前記(ア)及び(イ)の対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 交付申請時において、豊川市に転入後1年以内であること。

(イ) 豊川市に、交付申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号。以下「県条例」という。)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。

(エ) その他愛知県及び豊川市が移住支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地(就業場所)が豊川市に所在すること。

イ 転入日時時点で満50歳以下であること。

ウ 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、実施要領第5の2(1)①に規定する対象法人等又は愛知県以外の道府県が運営するマッチングサイトにおいて移住支援金の対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に在職していること。

カ 求人への応募日が、マッチングサイトにウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

キ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) プロフェッショナル人材に関する要件

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、豊川市へ転入した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が豊川市に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) 関係人口に関する要件

豊川市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 支給対象者の要件 以下のいずれかに該当すること。

(ア) ふるさと納税又はクラウドファンディングを豊川市へ寄附したことがあること。

(イ) 別表に定める豊川市のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のいずれかをフォローしていること。

イ 地域の担い手確保の要件 以下の全てに該当すること。

(ア) 勤務地（就業場所）が豊川市に所在すること。

(イ) 農林水産業に就業していること。

(5) 起業に関する要件

愛知県が実施する創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「移住支援金申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員が交付申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。

エ 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額等）

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

（交付の申請）

第5条 移住支援金申請者は、実施要領第5の1(2)①に定める様式1に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、第3条第2号又は第3号の要件に該当する者は、実施要領第5の1(2)①に定める様式2-1を提出することとする。

(1) 本人確認書類

(2) 第3条に掲げる要件を満たすことを証するものとして市長が必要と認める書類

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付の申請は、次の各号に掲げる移住支援金申請者の区分に応じ、当該各号に定める期間にしなければならない。

(1) 第3条第2号又は第3号の要件に該当する者 転入後1年以内

(2) 第3条第5号の要件に該当する者のうち、起業支援金の交付決定日が転入日より前の者 転入後1年以内であって起業支援金の交付決定日から1年以内

(3) 第3条第5号の要件に該当する者のうち、転入日が起業支援金の交付決定日より前の者 転入後1年以内であって起業支援金の交付決定日以後
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、移住支援金の交付を決定し、実施要領第5の1(2)②に定める様式3-1により移住支援金申請者に通知するものとする。
なお、不適当であると認めたときは、実施要領第5の1(2)②に定める様式3-2により、移住支援金申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 移住支援金申請者は、移住支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、実施要領第5の1(2)⑦に定める様式5を市長に提出するものとする。

(交付の請求)

第8条 第6条の規定による通知を受けた移住支援金申請者（以下「移住支援金交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに実施要領第5の1(2)③に定める様式4を市長に提出するものとする。

2 市長は、様式4を受理したときは、移住支援金交付決定者が指定する金融機関の口座に移住支援金を振り込むものとする。

3 移住支援金の実績報告は、様式4の提出をもってこれに代える。

(交付の決定の再交付)

第9条 移住支援金交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等により、様式3-1の再交付を必要とするときは、実施要領第5の1(2)⑧に定める様式3-3を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付の申請を受理したときは、実施要領第5の1(2)⑧に定める様式3-4を移住支援金交付決定者に交付するものとする。

(住居等の変更に係る定期又は随時の届出)

第10条 第6条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者（以下「移住支援金受給者」という。）は、交付申請をした日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、第5条に規定する様式1による交付申請の内容に係る変更の有無について、速やかに実施要領第5の1(3)①に定める様式6-1により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、移住支援金受給者は、交付申請の内容に変更が生じたとき、又は変更になることが明らかになったときは、遅滞なく、前項に規定する様式6-1により市長に届け出るものとする。

3 移住支援金受給者が就業する法人等は、移住支援金受給者が交付申請をした日から1年を経過した時点において、第5条に規定する様式2-1の内容に係る変更の有無について、速やかに実施要領第5の1(3)②に定める様式6-2により市長に届け出るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、移住支援金受給者が就業する法人等は、就業証明書の内容に変更が生じたとき、又は変更になることが明らかになったときは、遅滞なく、前項に規定する様式6-2により市長に届け出るものとする。

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、移住支援金受給者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める金額の移住支援金の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び豊川市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

ア 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に豊川市から転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の交付の要件を満たす職を辞した場合

エ 移住支援金の交付申請日から1年以内に勤務地（就業場所）が豊川市以外へ変更になった場合

オ 愛知県が実施する創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に豊川市から転出した場合 移住支援金の半額

2 市長は、前項の規定により移住支援金の返還を請求するときは、実施要領第5の1(4)に定める様式7により移住支援金受給者に通知するものとする。
(移住支援金の返還免除)

第12条 移住支援金受給者は、前条第1項各号に掲げる移住支援金の返還の要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、実施要領第5の1(5)①に定める様式8に、第10条第1項に規定する様式6-1を添付して、市長に返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による免除の申請を受理したときは、その内容を審査し、愛知県の同意を得た上で、免除の可否を決定するものとする。

3 前項に規定する愛知県の同意は、実施要領第5の1(5)③に定める様式9により求めるものとする。

4 市長は、第2項の規定により免除の可否を決定したときは、実施要領第5の1(5)④に定める様式11-1又は様式11-2により移住支援金受給者に通知するものとする。

第2章 地方就職学生支援事業

(交付対象者)

第13条 この要綱に基づき交付する地方就職学生支援事業費補助金(以下「就

職支援金」という。)の交付の対象となる者は、第1号の要件を満たし豊川市に転入する者であって、第2号の要件を満たす就職をする者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費(以下、「交通費」という。)については、在学中の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 豊川市に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地(就業場所)が豊川市に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に前号の企業に就職し、豊川市に転入する意思を有していること。

(ウ) 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前から1年以内であること。

(エ) 豊川市へ転入した日、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日)から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 県条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を

有すること。

(ウ) その他愛知県及び豊川市が就職支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が豊川市に所在する企業等に、前号アの(ア)の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

イ 勤務地（就業場所）が豊川市に所在すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

エ 県条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

オ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

カ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

キ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

ク 豊川市への勤務地限定型社員としての採用であること。

（就職支援金の額等）

第14条 就職支援金の支給額は、次に掲げる事項のとおりとし、支給はそれぞれ1人1回を限度とする。

ア 交通費 最大1万2,000円

イ 移住に係る経費 最大8万1,500円（交付の申請）

第15条 就職支援金の交付を受けようとする者（以下「就職支援金申請者」という。）は、実施要領第5の3(2)①に定める様式13及び様式14に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 第13条に掲げる要件を満たすことを証するものとして市長が必要と認める書類

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、就職支援金の交付を決定し、実施要領第5の3(2)②に定める様式15-1により就職支援金申請者に通知するものとする。
なお、不適當であると認めたときは、実施要領第5の3(2)②に定める様式15-2により、就職支援金申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第17条 就職支援金申請者は、就職支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、実施要領第5の3(2)⑧に定める様式17を市長に提出するものとする。

(交付の請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた就職支援金申請者（以下「就職支援金交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに実施要領第5の3(2)③に定める様式16を市長に提出するものとする。

(交付の決定の再交付)

第19条 就職支援金交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等により、様式15-1の再交付を必要とするときは、実施要領第5の3(2)⑨に定める様式15-3を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付の申請を受理したときは、実施要領第5の3(2)⑨に定める様式15-4を就職支援金交付決定者に交付するものとする。

(住居等の変更に係る定期又は随時の届出)

第20条 第16条の規定により就職支援金の交付決定を受けた者（以下「就職支援金受給者」という。）は、豊川市へ転入した日、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日）から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、第15条に規定する様式13による

交付申請の内容に係る変更の有無について、速やかに実施要領第5の3(3)①に定める様式18-1により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、就職支援金受給者は、交付申請の内容に変更が生じたとき、又は変更になることが明らかになったときは、遅滞なく、前項に規定する様式18-1により市長に届け出るものとする。

3 就職支援金受給者が就業する法人等は、就職支援金受給者が就業開始日から起算して1年を経過した時点において、第15条に規定する様式13の内容に係る変更の有無について、速やかに実施要領第5の3(3)②に定める様式18-2により市長に届け出るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、就職支援金受給者が就業する法人等は、就業・内定証明書の内容に変更が生じたとき、又は変更になることが明らかになったときは、遅滞なく、前項に規定する様式18-2により市長に届け出るものとする。

(就職支援金の返還)

第21条 市長は、就職支援金受給者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める金額の就職支援金の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び豊川市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次のアからカまでのいずれかに該当する場合 就職支援金の全額

ア 虚偽の申請その他の不正な行為等により就職支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合

イ 就職支援金の交付申請日から1年以内に、要件を満たす職への就業をしなかった場合

ウ 就職支援金の交付申請日から1年以内に、豊川市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に豊川市に住民票がある場合を除く）

エ 豊川市へ転入した日、要件を満たす企業への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日）から3年未満に豊川市から転出した場合

オ 就業開始日から1年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合

(ただし、退職から 3 カ月以内に豊川市に所在する別の企業に就業する場合を除く)

カ 勤務地(就業場所)が就業開始日から 1 年以内に豊川市が定める地域外へ変更となった場合

(2) 豊川市へ転入した日、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の交付申請日のいずれか遅い日)から 3 年以上 5 年以内に豊川市から転出した場合就職支援金の半額

2 市長は、前項の規定により就職支援金の返還を請求するときは、実施要領第 5 の 1 (4)に定める様式 1 9 により就職支援金受給者に通知するものとする。

(就職支援金の返還免除)

第 2 2 条 就職支援金受給者は、前条第 1 項各号に掲げる就職支援金の返還の要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、実施要領第 5 の 3 (5)①に定める様式 2 0 に、第 2 0 条第 1 項に規定する様式 1 8 - 1 を添付して、市長に返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による免除の申請を受理したときは、その内容を審査し、愛知県の同意を得た上で、免除の可否を決定するものとする。

3 前項に規定する愛知県の同意は、実施要領第 5 の 3 (5)③に定める様式 2 1 により求めるものとする。

4 市長は、第 2 項の規定により免除の可否を決定したときは、実施要領第 5 の 3 (5)④に定める様式 2 3 - 1 又は様式 2 3 - 2 により就職支援金受給者に通知するものとする。

第 3 章 補則

(委任)

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 3 1 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年 3 月 3 1 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 3 1 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、移住支援事業について令和 6 年 3 月 3 1 日までの転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日以降の転入者について適用する。ただし、地方就職学生支援事業については、令和 6 年 3 月 3 1 日までの転入者についても適用する。
- 3 移住支援事業における令和 7 年 3 月 3 1 日までの転入者は、なお従前の例による。

別表 SNS（第3条関係）

X
I n s t a g r a m
L I N E
Y o u t u b e